

《予算決算委員会 総括質疑（令和2年3月17日）》

〈要旨〉

- ・ 障害者の採用・雇用について
- ・ 一時保護所を含む児童相談所について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。

通告の順序を変えまして、最初に、正規職員や会計年度任用職員の障害者の採用や雇用について伺います。

奈良市の障害者採用の募集用紙を拝見すると、一般職の採用募集と同じ様式であり、障害者に考慮した様式になっていません。

例えば大阪市では、障害者採用の募集用紙は活字も大きく、誰が見ても見やすい様式になっています。それに加え、一定の条件を満たした視覚障害者の方は点字による受験ができることや、文字を書くことに困難などがある場合、解答の作成にパソコンを使用することも可能で、受験資格に、障害の程度が1級から4級までの方に応じてできる限り受験ができる体制も整えています。

そこで、奈良市においても大阪市と同様、もしくはそれ以上に配慮した受験を可能とするよう早急に是正すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

◎仲川元庸市長

職員の採用試験につきましては、基本的に、まず優秀な人材確保のためにも多くの受験者に本市の試験を受けてみたいと思っただくことが重要だと考えております。特に障害をお持ちの方につきましては、公務員試験に対する不安感、また負担感の払拭も重要だと考えております。

また、御指摘のように試験の案内についても、より分かりやすいものにするためUDフォントを使用する、また試験内容や入庁後の仕事の具体的なイメージを持っていただきやすくするなどの工夫をしていきたいというふうに考えております。また、他の自治体において取り組まれている先進例についても研究をしていきたいと考えております。

また、本市が取り組んでおります障害を持つ正規職員の採用への配慮といたしましては、プレ雇用制度というものがございます。これにつきましては、本人の希望により正式な採用日に先立っておおむね2週間程度、まずは非正規職員として実際に市役所内での職場体験

をしてもらうというものでございます。これによって職場の雰囲気が分かり、職員の不安感も少し軽減できるのではないかと考えております。

◆林政行

ありがとうございます。

障害者の採用や雇用について、これまで奈良市を含め国や自治体の動きは、障害者の法定雇用率に重きを置いた採用となっています。果たしてこれが正しいのでしょうか。

採用については、民間企業の模範となるよう、まず健常者と障害者を分けて募集するのではなく、その能力が優れていることや適正と判断されれば、障害のあるなしにかかわらず採用し、その上で障害枠については、より重度の障害者を採用する。これが今求められ、本来あるべき姿であります。このあるべき姿には採用者の障害者に対する理解が重要になるとともに、あるべき姿にすることで、現実、障害者の法定雇用率に重きを置いているがゆえに、1人の退職者が生じれば法定雇用率が達成できなくなるといったこともなくなります。

また、現在奈良市では、障害特性に応じた仕事を各課から聴取して、障害者にその仕事を提供するという考えがあります。これについても大きな間違いであります。

新年度から学校では、心のバリアフリーノートが始まります。長尾康子氏によると、心のバリアフリーノートは、障害が個人の中にあるのではなく、社会の中にあるという考え方に基いて作られたとのこと。これは障害の社会モデルと言われます。階段しかない建物の中で車椅子の人が2階に上がれないのは、体の機能の障害が原因だと考えられがちですが、そうではなく、エレベーターがないというバリアが原因だとして社会の側が変わることを促すもので、国際的にもこの考えが広まってきているということです。

子供たちがそのような教育を受けていく中で、奈良市が教育どおりのことを行うのは当然のことです。それは障害特性に応じて仕事を提供するという考え方ではなく、社会、ここでは奈良市が、障害者の採用資格の方は誰でも仕事がしやすい環境を整えていくという意識が変わるということです。

そこで、これらのことを前提にして、奈良市は障害者雇用を行っていくべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

◎仲川元庸市長

障害者の方用の仕事を新たに生み出すということではなくて、一般の職員と同じように仕事ができるように具体的なバリアとなっているものを市が責任を持って取り除いていくと、そういったことが必要であると考えております。まさにこういった考え方を基にいたしまして、職務の内容、作業環境、施設の環境、また支援体制や同僚や上司の理解などの醸成が必要であるというふうに考えております。

正直、現状、奈良市としては障害者雇用に十分に対応できているという認識ではございませんので、委員から御指摘をいただきましたような点をしっかりと勉強させていただいて、早期に対応していきたいというふうに考えております。

◆林政行

市長、ありがとうございます。

大阪府教育委員会では、知的障害のある府立学校卒業生を非常勤講師として雇用することを新年度の主要事業の一つとして発表しています。目的は、支援の必要な生徒の進路を保障し、自立支援を行うとともに、奈良市と同様に法定雇用率が下がっている状況の改善もあるとのことでした。

奈良市も養護学校に足を運んでいると伺っています。足を運ぶにしてもお話を伺うだけでなく、大阪府のように明確な目的を持って訪問するのとは、その先の展開も大きく変わると思います。ぜひ奈良市もこのような視点を取り入れた障害者の採用、雇用を今後行っていただくことを要望します。

次に、一時保護所を含む児童相談所設置後の人件費、運営費は、地方交付税によって2億円余計に入ってくるようです。本来の趣旨から、その2億円は、当然児童相談所のために使用するべきであり、他の歳出への充当は最小限に抑えるべきであります。

先ほどの改革新政会への答弁で市長は、人員について国基準にのっとり、必要ならば柔軟な対応をするという趣旨の答弁をされました。市長は提出議案説明で、近年痛ましい事件が後を絶たず大きな社会問題となっております児童虐待について、本市におきましても子供たちを守る体制を充実させるため、仮称子どもセンターを設置すると説明されました。確かに様々な専門職が連携しやすい体制を取り、より効率的な組織体制の構築を目指すことにより、子供たちを守る体制は一定充実されるかもしれません。

しかしながら、二度と痛ましい事件を起こさないためには、それらの事件から得た教訓や問題点を真正面から受け止め、その本質を改善、解決させていかなければ、従来どおりの一時保護所を含む児童相談所になってしまい、本当の意味での子供たちを守る体制が充実するとは決して言えません。

この本質を解決して、一時保護所を含む児童相談所を設置すること、ここに奈良市が取り組む大きな意義があり、今求められている児童相談所でもあります。

今、児童相談所で問題が深刻化しているのが虐待対応件数の多さで、急増する虐待通告件数に対して、現場の児童相談所の児童福祉司の人数では追いついていないということです。しかしながら、現場の児童福祉司は、決してそれを放置することなく、現状は時間外労働でカバーしています。

児童相談所を設置する全国69の自治体に対して行った週刊東洋経済の調査によると、児童福祉司の過重労働の参考値となるのが月の時間外労働時間で、平均時間外労働時間が多

かったのは、さいたま市 52.4 時間、名古屋市 51.4 時間、三重県 47.3 時間、徳島県 46.8 時間など、全自治体を見渡しても、総務庁調査における地方公務員の月の平均時間外労働時間 13.2 時間を上回る自治体が多かったようです。また、月の時間外労働時間が特に多かった職員は、千葉市 121 時間、三重県 97 時間、名古屋市 94.3 時間などです。これらは過労死ラインとされる月 80 時間を超えており、長時間労働の深刻さを物語っています。虐待死を防ぐ重要な役割を担うのが児童相談所であり、その現場が疲弊したままでは役割を全うすることはできません。

現在、奈良市で予定されている児童相談所は、設置することが目的になっているのではありませんか。そうでなければ、問題の本質を改善、解決させた本来にあるべき児童相談所になっているのか、私は市長に問いたいです。

奈良市の児童虐待相談対応件数も年々増えています。このような現状を鑑みると、児童福祉司の配置が国基準のままでいいはずがありません。

そこで、国基準を超えた児童福祉司のさらなる増員を含め、市長のお考えをお聞かせください。

◎仲川元庸市長

児童相談所の質の部分についての御質問をいただきました。

この点については、まさにおっしゃるとおりでございます。日本全国の都道府県、また既に設置をされている政令市や中核市においても、それぞれの差があるというふうに認識をいたしております。

国におきましても、令和元年の児童福祉法改正におきましては、児童相談所の体制強化の一つとして、児童福祉司の配置の充実が求められております。

市といたしましても、国のこの方向性を踏まえまして、先ほども答弁申し上げましたように、歳入の範囲の中で可能な限り充実に努めてまいりたいと考えております。

◆林政行

市長、ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。